

特定商取引法に基づく表示

新車プラン（三菱オートリース・オリコオートリース）

販売事業者の名称	株式会社IDOM CaaS Technology ※当社は販売取次事業者のため、リース契約（オープン・エンド契約となります。以下同様とします。）は、当社の指定する以下の役務提供事業者（以下「リース会社」といいます。）との間で締結していただきます。 ・三菱オートリース株式会社 ・株式会社オリコオートリース
販売事業者の所在地	〒100-7026 東京都千代田区大手町二丁目7-1 TOKIWAブリッジ7階
販売事業者の法人代表者	山畑 直樹
販売事業者の電話番号	0120-355-018
役務の対価	車種・プランごとにWEBサイトに記載しております。 ・リース車両のお引渡しにかかる費用（納車費用）はリース料に含まれていますが、リース期間中の車検時に発生する重量税、自賠責保険料は含まれません。 ※契約内容により異なります。 ・頭金をお支払いいただく際の振込手数料はお客様にご負担いただきます。 毎月のリース料には、次の費用が含まれています。 ・車両代金（ご希望の付属品を含む） ・登録諸費用 ・環境性能割（旧 自動車取得税） ・リース期間中の自動車税（軽自動車税）（※） ・重量税（※） ・自賠責保険料（※） ・リース期間中の自動車任意保険（但し、お客様がリース契約に含めると選択した場合のみ） ・リース期間中のメンテナンス費用（但し、お客様がリース契約に含めると選択した場合のみ）（※） ※リース料に含まれる範囲や回数は、ご契約内容ごとに異なります。

支払時期	<p>リース料の毎月のお支払日およびお支払開始日は、リース会社ごとに下記の通りとなります。</p> <p>なお、初回お支払時は、2か月分のリース料をご請求させていただきます。</p> <p><リース料のお支払日></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱オートリース 每月27日 ・オリコオートリース 毎月27日 <p>※27日が金融機関の休日にあたる場合、翌営業日となります。</p> <p><頭金について></p> <p>頭金のお支払いがある場合、リース会社からお客様に発行する請求書に記載の期日までに、リース会社の指定する口座にお振り込みください（振込手数料はお客様のご負担となります）</p>
その他お客様が負担すべき金銭	<ul style="list-style-type: none"> ・リース期間中の車検時に発生する重量税、自賠責保険料 <p>※契約内容により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車任意保険（但し、お客様がリース契約に含めると選択しなかった場合のみ） ・自動車（自動車に設置された機器等を含みます）の燃料・保管等に係る費用。
支払方法	<p>口座振替</p> <p>但し、頭金は振込となります。</p>
役務の提供時期	<p>リース開始日は、車検証上の登録完了日またはリース会社の指定した日となります。</p> <p>※自動車登録のために必要なお客様の登録書類のご準備状況、自動車の生産状況により登録日が変動します。</p>

リース契約の解除

リース契約は、契約締結後一定期間内であれば無条件に契約を解除することができるクーリング・オフ制度の適用がなく、返品・注文キャンセルはできません。また、リース期間の途中でのリース契約を解約することはできません。

・リース期間中の中途解約について

上記にかかわらず、お客様がリース期間の中途での解約をご希望される場合において、リース会社がリース期間の中途での解約を認めた場合は、リース車両をご返却していただくとともに、以下の算式による中途解約金のお支払いを条件として中途解約ができます。

オリコオートリース

■中途解約金=①(未払リース料)+②(遅延損害金)+③(残期間分リース料)+④(事務手数料)+⑤(残存価格)-⑥(未経過費用)-⑦(車両査定価格)

①未払リース料とは、お支払日が到来済のリース料のうち未払いのリース料およびその他未払い費用の合計

②遅延損害金とは、未払リース料に対する遅延損害金（年14.6%）の合計

③残期間分リース料とは、お支払日が未到来のリース料の合計

④事務手数料とは、書類発行手数料等の費用

⑤残存価格とはリース契約時に設定するリース期間満了時におけるリース車両の予想査定価格

⑥未経過費用とは、リース契約に含まれる費用のうち、解約日までに発生しなかった費用の合計

⑦車両査定価格とはリース車両の査定価格。なお、査定費用が発生した場合は車両査定価格から控除します。

※消費税は、お客様に別途ご負担いただきます。

※リース車両が事故等により永久抹消となる場合は、自動車リサイクル料金をお客様に別途ご負担いただきます。

※その他解約にかかる費用が発生した場合は、お客様に別途ご負担いただきます。

三菱オートリース

以下のような理由等で、お客様がリース期間の途中で弊社にリース契約の解約を申し入れ、弊社がこれを認めて解約する場合は、規定損害金、中途解約金に関する手数料をお支払いいただきます。

① 転勤等でリース自動車が使用できなくなったとき。

②目的、用途等が変わり、乗り換えが必要になったとき。

※規定損害金について

リース契約が解除された日（以下、「契約解除日」という。）現在の規定損害金は、

基本額から遁減合計額を差し引いた金額とします。なお、未払リース料（支払期日を過ぎているにもかかわらず支払がなされていないリース料。）がある場合は、規定損害金とは別に、未払リース料とその消費税等を支払いいただきます。

自動車の盗難・全損の場合にお客様が負担すべき費用	リース車両が盗難や事故等により使用不能状態となった場合、リース会社所定の中途解約金をお支払いいただき、リース契約は終了となります。引渡し日からリース車両の返還までに生じたリース車両の滅失、毀損等のすべての危険は、お客様のご負担となります。
リース車両に品質等の不適合がある場合	リース車両の規格、仕様、品質、性能等（以下これらを総称して性能等という）の不適合に対する責任は、自動車メーカーまたは自動車販売店（リース会社へのリース車両の売主）が負担します。 リース車両の性能等の不適合が発見された場合には、お客様ご自身が自動車メーカーまたは自動車販売店（売主）に直接お問合せのうえご対応いただくこととなります。
残存価格の精算	残存価格とは、リース契約時に設定するリース期間満了時におけるリース車両の予想査定価格をいいますが、リース契約満了時の査定価格を保証するものではありませんのでご注意ください。 残存価格は、契約月間走行距離、自然の減耗・損耗（経年経過による腐食、劣化、退色）等を考慮して設定しておりますので、車両の内外装が著しく損傷し修理されていない場合は、リース契約満了時に必ず損傷等を修復してからリース車両をご返却ください。 査定価格が残存価格を上回った場合はその差額をお客様にご返金しますが、査定価格が残存価格を下回った場合はその差額（不足額）をお支払いいただく必要があります。なお、査定費用等はお客様ご負担となりますので、リース会社との間で別途精算が必要となります。
メンテナンスサービス	メンテナンスサービスは、リース会社の指定する工場で実施します。また、メンテナンスサービスの費用は、契約月間走行距離を基準として定めており、リース契約満了時の実走行距離の月間平均距離が契約月間走行距離を超過した場合、メンテナンスサービスの追加費用はお客様のご負担となります。